

独立行政法人 国立高等専門学校機構 沖縄工業高等専門学校長 殿
各県立高等学校長 殿
各県立中学校長 殿

教育庁教育支援課
課長 大城 司
(公印省略)

沖縄県バス通学費等支援事業実施要綱の改正及び申請書等の提出について（依頼）

本県では、家庭の経済環境に関わらず、意欲ある生徒が安心して教育が受けられるよう、中高生バス・モノレール通学費の支援を行っております。

沖縄県バス通学費等支援事業実施要綱について、改正を行いましたのでお知らせします。

また、在籍する生徒の保護者等から申請書等の提出がありましたら、下記のとおり提出をお願いします。

記

1 主な改正点

対象者について、沖縄県奨学のための給付金の支給決定を受けている者から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に変更する。

また、家計急変による経済的理由から、所得割非課税世帯に相当すると認められる者を対象者として明記する。

(変更箇所：第4条、第5条、第8条)

2 申請書等の提出について

(1) 提出書類

ア バス・モノレール通学費支援事業申請者一覧（エクセル）

※「M」列の「住所（建物名・部屋番号）」は入力不要です。

(2) バス通学費支援事業申請書（様式第1号）

(3) 添付書類（以下のいずれか）

ア 最新年度の課税証明書（または非課税証明書）（写可）

※令和7年6月30日までに提出された申請は令和6年度の課税証明書でも可としますが、同年7月1日以降に提出された申請については令和7年度の課税証明書を提出させてください。

イ 児童扶養手当証書（写）又は母子及び父子家庭等医療費受給者証（写）

ウ 家計急変に係る世帯の収入状況等を証明する書類一式

3 提出期限

随時申請を受け付けます。申請があれば、随時提出をお願いします。

※教育支援課に毎月10日頃までに提出があれば、審査後、翌月から利用可能なオキカ等を交付します。

4 提出先

教育庁教育支援課

※バス・モノレール通学費支援事業申請者一覧は教育支援課の各学校担当者にデータで提出して下さい。

〈担当〉教育支援課 玉津、新垣 TEL：098-866-2711